

## 第1 貸借権又は使用貸借による権利の設定関係

## 1-(1) 各筆明細

整理番号		権利の設定を受ける者の氏名 又は名称および住所(A)	(氏名または名称)		(住所)			借受希望に応募した 結果の公表番号等														
			福島 太郎																			
権利を設定する土地(B)						設定する権利(C)					備考  毎年11月20日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に貸借人指定の口座から福島県農業振興公社が引き落とす。  支払期日までに借賃を支払わなかつたときは、支払日の翌日から支払日までの日数に応じ支払わなかつた額につき年14.6%の割合で計算した額の延滞利息を支払うものとする。  手数料として毎年金円を徴収する。											
所 在		地番 枝番	現況 地目	面積 (m <sup>2</sup> )	種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃 (円)													
市 町 村	< 大 字 >																					
以下余白																						